

乳児院における援助課題と援助体制に関する一考察

潮谷恵美

A Study on Residential Care and Care Systems in infant-care facilities

Emi SHIOTANI

はじめに

社会福祉の基礎構造改革に代表されるように、戦後日本が拡充してきた社会福祉制度の見直しと、大きな変換が必要なことは社会的に周知されるようになってきている。

児童福祉、なかでも、児童養護の領域では、児童福祉法が制定された第二次世界大戦後の昭和22年当時とは大きく社会状況が変化している。地域の変容、子育てをめぐる社会的支援の必要性や、要養護児童に対する自立に向けた支援の必要性が認識されるようになり、児童福祉法改正にむけて各方面から動きだした。そして、それらの課題を取り込んだ、児童福祉法の改正が平成10年に行われた。

また、子育ての問題に関しては、昨今、児童虐待の問題が、ニュースとして取り上げられ、社会問題として認知されることが多くなり、2000年5月に児童虐待の防止に関する法律が制定され、法的に児童虐待の周知と子どもの保護に関する社会的責任と権限が示された。さらに、児童養護施設や乳児院においては、子育て支援事業の拡充が期待され、施設機能の見直しと同時に、これまで懸案であった児童福祉施設最低基準の改正もおこなわれた。このように、

要養護児童を保護する制度や、要養護児童の養育に中心的な役割を果たしてきた児童福祉施設における援助に関わることは多様な側面から、これまでの課題の解決を目指して、いくつかは改善されてきた。

しかし、一方で、近年ではマスコミによって、施設内虐待が明らかにされたり、インターネット等の活用により、市民レベルの情報公開が活発になり、施設入所者や出身者の声が公表されたりする社会的な動向のなかで¹、施設入所による児童養護の課題、施設内の子どもの生活に対する注目が集まり、なお、いっそうの改善が求められる児童福祉施設における養護についてさらに議論される契機にもなっている。

このような状況の中で、自分から発言ができない乳幼児期の子どもたちへの養護についてみると、施設での生活体験や、援助を受けた体験、援助者との関係に関する、入院当事者の声は乳児院退院後、当事者が自分の言葉で体験を語るができる一定の年齢に成長した後に本人たちから語られる断片的なものにならざるを得ない。乳児院の援助については、乳児院における子供の生活は、当事者の視点からは在院時点で明らかにされにくいことなどによって、乳児院における子どもの生活がどのようなものであるか、ということについて生活の視点からは実

¹ 「がんばれ養護施設出身者」ホームページ <http://star.ruru.ne.jp/yogo-shisetsu/index.html> に出身者本人の養護施設に関する体験などの発言や、児童養護施設における虐待についての情報が述べられている。

また、出版物としては

全国社会福祉協議会養護施設協議会編『泣くものか』(1977)、『続泣くものか』(1990) 亜紀書房

『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会編『子どもが語る施設の暮らし』明石出版(1999) などがある。

証的に明らかにされているものは少ない。乳児院をフィールドとした研究は、入院児自身の発達の状況や、家庭で養育されている子どもとの比較研究において、入院児の特徴を示す視点のものが多く、子どもの日常の生活環境、職員や、他児との関係に関して社会的養護というニーズに着眼して実証されたものは限られている²。

筆者はこれまで乳幼児養護について、考察を加えてきた³。本論では、乳幼児養護の大半の割合を担っている現在の乳児院をめぐる社会的状況に即して、乳児院の援助について展覧期にある社会福祉施設援助の視点から考察することとともに、援助の内容を吟味するための実証研究に向けた課題析出と研究方法についての検討を行うことを目的とする。

特に、援助内容において直接処遇職員が入所時との相互関係の中でかかわりを通してどのような関係を形成し、入院から退院への経過をたどるのかということについて、その子どもの理解と認識にかかわる相互作用の実証的研究における課題を析出するものである。

1. 乳児院の現況と児童福祉施設としての位置づけ

乳児院は児童福祉施設のひとつであり、児童福祉法第三七条に「乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね二歳未満の幼児を含む。）を入院させて、これを養育することを目的

とする施設である」とされている。乳児院は平成11年10月1日現在、施設数114カ所、定員3654人、在所人数2772人の施設である⁴。在所人数はこのところ減少傾向にあり、定員充足率も他の社会福祉施設に比べると低い割合となっている。したがって乳児院の在所者数から、人口学的には、乳児院はわが国の同年齢人口の約7%が利用している施設として位置づけられるということになる。

ところで、児童福祉法制定当時から現在の乳児院における要養護状況の変化としては、次の四点が指摘されている⁵。ひとつは、入所理由の推移である。家庭崩壊等に代表される社会的要因と母親の病気や次子出産等に代表される医学的要因に分類してみたときに、社会的要因の減少と医学的要因の増加である。昭和23年には社会的要因が9割を超えていたが昭和30年代には約6割になり、平成元年には51%となっている。二つ目は、在院期間の短期化である。在院期間が1ヶ月未満の短期入所措置児が平成元年には全体の約四割を占めている。そして、三つ目には、病虚弱児・障害児の増加、四つ目には退所理由の推移—高い家庭復帰率があげられている。

また現在の状況は、全国乳児福祉協議会が示している平成8年度の全国乳児院入所状況実態調査⁶によると、入所時の年齢分布は生後1ヶ月未満～3ヶ月未満までが全体の32.3%、3ヶ月～1歳未満が30.5%、1歳～2歳未満が32.2%、2歳～3歳未満が4.5%、3歳以上が0.5%となっている。

²代表的な著書としては金子 保（1994）『ホスピタリズムの研究—乳児院保育における日本の実態と克服の歴史—』川島書店、金子龍太郎（1996）『実践発達心理学・乳幼児施設をフィールドとして』金子書房
³潮谷恵美

（1997）「乳幼児養護における施設援助研究（1）—我が国におけるホスピタリズム論争の評価と施設援助に関する一考察」、『立教社会福祉研究第16号』立教大学社会福祉研究所

（1998）「乳幼児養護における施設援助研究（2）—乳児院の援助関係に関する研究ノート」、『立教社会福祉研究第17号』立教大学社会福祉研究所

（1999）「乳幼児養護における施設援助研究（3）—施設援助関係と相互作用着目の課題」、『立教社会福祉研究第18・19合併号』立教大学社会福祉研究所

⁴厚生省 社会福祉施設調査

⁵全国社会福祉協議会 乳児福祉協議会 調査研究委員会「乳児院の将来構想について—地域における子育て支援センター化— 含・施設機能拡大事業報告」平成3年9月（全国社会福祉協議会全国乳児福祉協議会発行「第39回全国乳児院研修会資料（1995）」より）

⁶全国乳児福祉協議会ホームページ <http://www.nyujiin.gr.jp/part3-1.html>

入所の理由は、母親の病気（精神障害、内科系、産婦人科系疾患などを含む）が全体の3割を占め、最も多い理由となっている。次いで、両親の行方不明あるいは、家出が14.2%、シングルマザーが、12.1%、以下、次子出産、就労、虐待あるいは怠惰の順になっている。

入院児の在所期間は、一年未満がおよそ6割で、その中でも、一ヶ月未満の短期利用が全体の25%を占めている。しかし、入院が二年以上に上るものも14%存在しており、多様な在所の状況がみられる。

退所の理由としては、親元等の家庭引取りが66.7%で、里親委託が7.6%、養子縁組も含めると、8割以上の子どもたちが何らかの形で家庭へ退所している。一方で、養護施設等への移管は23.4%であり、現在でも一定の割合を持って乳児院が児童養護施設等への通過施設としての機能を果たしていることが伺える。

少子化が社会問題となっているように、子どもの出生数は減っているという状況の中で、入所人数が減ってはいるが、子育てに関わる社会的支援の必要性が認知され、乳児院機能の拡充も求められてきた。とくに昨今は、他の児童福祉施設と同様に、地域の必要に応じた新たなサービス機能に対する期待は高まっている。このような中で、前述の児童福祉法改正に見られたように、他の社会福祉施設と同様に、地域のニーズに応じた社会福祉サービスを提供するものとしての施設のあり方が求められており、乳児院においてもそれらが、模索、検討されている。確かに国などの補助を受ける形で、地域に向けて開かれたサービスを多くの施設が行っており、子育て支援としてあげられている事業としてはショートステイ、トワイライトステイ、育児体験教室、里親への支援、子育てグループの育成、赤ちゃん110番、緊急一時保育、病児のデイケアなどがあり、地域の子育て支援ニーズに対して果たされる役割が打ち出され、取り組まれている。

また他の社会福祉施設と比較してみると、乳児院の特徴として、在所期間が短いことがあげられる。これは、乳児院は年齢制限が長くとも二歳までという子どもの年齢に限定された機能が想定されていることが大きな要因であろう。また、利用要因が解消されると家庭にもどるということで、退所にいたる

ものも少なくないこともその理由としてあげられよう。

しかし、前述のように施設の機能が多様に求められる中で、広く地域に開放され、普遍化されたニーズへの対応として子育て支援機能を担うということと、なお、一定割合の子どもたちが、乳児院の対象年齢を過ぎると、養護施設等へ措置変更をされ、長年に渡って家庭での生活を体験しないということになる子どもに対する、個々の子どものニーズに合わせた対応、二つの機能を同時にひとつの施設という組織と生活の場で行うことの具体的な課題はあまり提示されていない。

いずれにしても、子どもの発達には、単に乳児院のみで完結しないことは明らかである。先の児童福祉法改正によって、乳児院入院は「おおむね二歳未満」とゆるい制限になってはいるが、乳児院の在院期間は、短期入所を入れれば、一週間以下から二年の幅で子どもが生活する場になるということである。

子どもの発達の段階に関して言えば、誕生からの二年間は心身ともに発達の飛躍的なときであり、そのときに受ける環境からの影響は大きなものであるということは周知のこととなっている。また、この年齢の期間は、どんなことがあっても人の世話を受けなければ生存も危うい時期であり、さらには、他者からの攻撃や、無配慮、放置によっても簡単に命を落としかねない時期でもある。

さらに、子どもを抱える家族にとっては、乳幼児期の子どもが家庭にいて、養育の必要があり、家族の誰かの手がとられ、時によっては家族の生活や行動が制限される時期でもある。また子どものみが成長するのではなく、子どもが、日々周囲との応答を活発にしていく発達段階になってくると、子どもの要求に対応する人物は、子どもにどのようなことを意図して関わるかというような、関わり方の様式を子どもとの相互作用の中で培っていく時期でもある。

このような時期の乳幼児に対して家庭からはなれた集団生活の場で、一定の期間、私的な関係ではない職員という集団によって養育を行うということには、子どもにとっての環境を意図的に作ることであり、職員集団がつくる援助体制の中で直接的な関わりによって、子どものニーズを満たす為に、援助が組み立てられることに留意すべきであろう。また、

入院直後、もしくは子どもが退所後、それぞれの生活の場で混乱なく、また、安心して生活できるような見通しが立てられる援助の体制と、直接的な関わりが必要であることはすでに多く言われていることである。

しかし、現実には、通過施設でもあるため、乳児院が他の児童福祉施設や、家庭などへ、入院児の生活の継続性や安定をつなげられない状況もある。継続性を保つことはそれぞれの現場での対応に任されている。実際、乳児院の子どもと職員の関わりを追っている書物の中でも、乳児院から退所し、養護施設へ措置変更される際に、新たな受け入れ先で関係をつなげる対応がなく、送り届けた乳児院職員、送り届けられた子どもとともに、突然関係が切れ、感情がゆれるような対応が記されており、それは必ずしも特別な事例ではないことが物語られている⁷。

あわせて、乳児院の職員配置においてみられる、児童福祉施設としての特異な状況もある。それは、子どもに直接援助を行う職員として規定されている職種という点においてである。法的には乳児院の職員として子どもに養護を行うものとして、「看護婦」が位置づけられている。他の児童福祉施設に配置されることになっている「保育士」や「児童指導員」は乳児院では今回の児童福祉法最低基準の改正以前は、それらの職名すら基準になかった。最低基準改正への要望の中で法律的に位置付けられることが求められ、それを経てやっと、「看護婦」に代えることができるものとしての「保育士または児童指導員」が職員として位置づけられた⁸。乳児院制定当時の、入院児の高い死亡率など、医療、看護的なケアが中心的な援助の課題であった時代から、入院児の状況は変わり、また、援助体制の改善努力によって入院児の死亡率の低下や、身体発育の遅れなど「ホスピタリズム症状」の改善がなされたとして一定の評価はされている⁹。

しかし、現在の乳児院の特質として、前述のような多様なニーズへの対応が必要となっていることや、家庭や他児童福祉施設等への最短一ヶ月未満、最長2年と想定される入所期間を経て、計画的な生活の場への移行や、生活の継続性への配慮をおこなうために、入院児と家族や生活環境に対する働きかけを行い、かつ、入院児の個々の生活状況を把握できる、専門性を持った職員の配置が望まれてきた。先の児童福祉施設最低基準には乳児院では、保護者等へは、乳児院長は「密接な連絡をとり、乳児の養育につき、その協力を求めなければならない」¹⁰とされている。これは、児童養護施設の長が「児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない」¹¹とされていることに対し、乳児院における保護者等との関わりと介入の程度において、あるいは、その想定される権限において異なっていることが考えられる。必要な家族に対しての働きかけを実行できるものとしては乳児院では施設長のほかに、平成11年に厚生省児童家庭局長通知「乳児院における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」によって、放任、虐待等の家庭環境上の理由によって入所している児童の保護者に対して「家庭支援専門相談員」が配置されることになったことがあげられる。「児童相談所との密接な連携のもとに電話や面接等により児童の早期家庭復帰等を可能とするための相談・指導等の支援を行い、入所児童の早期対処が達成されることを目的」とされている。しかし、「家庭支援専門相談員」は本通知によると必ずしも常勤は求められておらず、そして、入院児の家庭との直接の関わりを含めた広範な仕事内容が想定されるにも関わらず、「人格円満で児童福祉に関し相当の知識・経験を有する者又はそれと同程度の知識・経験を有すると認められる者」とされている。ここには専門性をあらわすような資格の想定もなく、また、非常勤として関わる立場のあいまい性を残し、

⁷石亀泰郎 写真・文（1997）『フォトエッセイ集 かあさんのにおい ある乳児院の光と影の物語』廣済堂出版

⁸児童福祉施設最低基準 第21条および第22条

⁹前掲2 金子竜太郎（1996）「第二章 施設をフィールドにした研究史」に詳しい

¹⁰児童福祉施設最低基準 第25条

¹¹児童福祉施設最低基準 第44条

どこまで具体的にその機能の発揮を期待されているのか、疑問がもたれるものである。

以上、乳児院の現況を見てきたが、やはり、児童福祉施設として子どもの日常のケアのみでなく、家庭や、他の施設等、退所後の生活があることを鑑みた社会的な子どもの環境との関わりや、調整機能が必要とされながらも、その実践の根拠や保障する体制は明確にされていないという状況であることが、指摘されよう。

2. 乳児院援助の課題－援助体制の再考

欧米では、家庭での養育が不可能な状態にある乳幼児に対しては、歴史的経緯の中で、できるだけ、継続的に、安定された環境に子どもが生活できるようにすることを、パーマネンシープランニングの理念により、施設における保護をなくしていく方策が採られた¹²。

それらは、政策的に影響力をもってなされたので、乳幼児の施設ケアを受ける人数はほとんどなくなるほどであった。

パーマネンシープランニングのもとで、子どもたちは、施設において生活する代わりに、必要な養護を受ける場として里親の家庭が用意された。日本では、里親を巡る状況が法的にも、また、その充実をささえるシステムや文化としても乏しく、里親を積極的な選択として施設における保護との割合が逆転した英米の状況とはかなり異なったものである。

しかし、諸外国でも、里親と里子の関係がうまくいかず、複数の里親の間を転々とする児童や里親の下で虐待を受ける児童などが問題となっており、積

極的な選択としての施設ケアのあり方が問われるようになっていく。

日本における登録里親や委託児童の数についても要養護児童の社会的養護の割合からするとほとんど変化が見られないまま極めて数は少ない。特に、二歳未満の乳幼児においてはその割合はさらに少ないものとなっている¹³。

このような状況のわが国においては、はたして英国のワグナーレポート¹⁴に言われているような、「積極的な選択」として施設援助が受け入れられ、また、入所児に生活の継続性を保てるような援助を行うということについての課題を明らかにせねばならない。

殊に、乳幼児期の子どもの保護の如何が、その後の子どもの生活ばかりでなく、生命の維持にも影響を及ぼすという事態が、昨今の虐待を受けている児童が死に至ってしまう事件の報道の多さからも明らかであり¹⁵、施設の中では子どもの生命の保護ばかりでなく、その後の心身の発達と保護を根幹から問い直されなければならない。

施設がいいのか、里親がいいのか、という二者択一をせまるまでには、まだ議論され尽くされていない部分が少なからずある。施設における養護の特徴と限界、あるいは社会的養護という視点から見た有用性を具体的に、かつ、実証的なデータを持って考察していく必要がある。

施設という選択肢と家庭に於ける養護という二者択一の議論だけではなく、乳児院における子どもの生活がいかようであるか、ということ次第で、選択肢としての判断の幅を確保できるのではないだろうか。また、その子どもに対する社会的資源をどのように保証するのか、つくるのか、ということも問わ

¹²Nick Frost, Sue Mills, Mike Stein (1999): A history of residential child care: Understanding Residential Child Care. Arena p.7-25

¹³平成4年度養護児童等実態調査によると二歳未満の養護児童のうち、乳児院入院児は2102人、里親委託児は176人。

¹⁴Gillian Wagner (1988): Residential Care: A Positive Choice, Crown (ジリアン・ワグナー著 山縣文治監訳『社会福祉施設のとるべき道 英国・ワグナーレポート』雄山閣 1992)

¹⁵子どもの虐待防止ネットワーク・あいち編 (1998)『見えなかった死—子ども虐待データブック』、ならびに (2001)『防げなかった死 虐待データブック2001』CAPNA 出版によると虐待により死亡した子どもは95年から99年までに計464件、563人である。その中で、年齢別に最も多いのは、新生児、ついで乳児であった。犠牲は、1から5歳に集中していることが示されている。

れる必要があろう。その際に、子どもの発達のみならず、社会的にどのような環境に子どもがおかれているかということ、そして、どのような理念を持った上で、それにそった乳幼児養護の実践的な体制を組むことが可能か、ということもまた、問われる必要があろう。

以前、筆者がかかわった事例調査では、乳児院を利用した非婚出産の女性が乳児院の利用をめぐって、どのような経緯をたどるのか、という分析を行い、乳児院の施設機能について考察を行った¹⁶。その中では、乳児院の施設機能として短期利用であってもその利用の仕方によって子どもの生活上のリスクを軽減できる可能性があることが示唆された。つまり、親子ともに危機的な生活状況での乳児院入所をきっかけに、社会的な資源として乳児院を利用しつつ親が生活を立て直し、また、自信をもって育児を行える状況に変化していくことを子どもの施設入所によって支え、子どもの生活も安定していくというパターンがみられた。無論、そのときの乳児院の対応への留意と継続的な視点での養育者と子どもの状況の把握が必要なことが示唆されている。

そのためには、入院児の状況、施設内での生活や職員と関係する状態、また、子どもが退院後過ごす生活環境の見通しや危機の回避が可能な個々の子どもの社会、生活状況の把握と調整が必要であるといえよう。

そもそも、施設の機能からいえば、子どもの養護が主題であるが、乳幼児の発達の領域では子どもの発達や生活にはそれを取り巻く環境の要因が本人の性質とともに重要な役割を有していることが示されている。

また、子どもを取り巻くシステムの重層性につい

ても、子ども自身から、養育者との相互作用へと視点が広がっている乳幼児精神医学の分野でも指摘されている。渡辺は子どもを取り巻くシステムとしてのマクロシステム、メゾシステム、ミクロシステムへ言及し、子どもの生活が社会とつながっているということに対する留意を促している¹⁷。養育は子どもの発達の段階からすると、心身の状態が生涯の中で最も変化していく時期である。それは、同時にそこに関わる養育者のケアの必要も時期毎に様々と変化を必要とされるところでもある。

しかし、実際には、乳児院における子どもを巡る社会的な関係にどのように働きかけるか、あるいは、入所以前、入所中、退所後のそれぞれの生活の継続性はどのように保たれ得るか、ということについての実証的なデータは乏しい。前述のように、子どもの発達に視点をおいたものはこれまで多くあったが、乳児院は入所施設の中でも入所期間が短く、乳児院の入所理由は多岐にわたっている。特に、児童養護施設と並んで入所理由が本人の要因によらないものが大半であり、家族の生活状況が深く関わっている。

そのため、社会的な相互作用としての乳児院援助はどのようなものであるかということは質的に把握する必要がある。たとえば、先に示した乳児院入所理由の「社会的要因」、「医療的要因」という分類にしても、注意深く見てみると、「医療的要因」が単に、母親、父親の疾病によるものもあれば、その家族が利用できる私的な社会的資源に乏しいがゆえに、施設を利用する側面とも理解できる。また、「医療的要因」のなかで少なくない「母親の精神疾患」のように、養育者に対する配慮が一貫して、また、継続的に配慮が必要な内容もある。

¹⁶研究代表者 庄司洋子（1993）「非婚出産女性の自立条件に関する研究」東京女性財団助成事業

¹⁷渡辺久子（1994）「乳幼児精神医学の動向」, 小此木啓吾他編集『乳幼児精神医学の方法論』岩崎学術出版

¹⁸ジョン・ボウルビイ著 黒田実郎訳（1967）『乳幼児の精神衛生』岩崎学術出版社。（原著：John Bowlby. Maternal care And Mental Health. World Health Organization 1951）

二木 武 監訳, ボウルビイ（1993）『母と子のアタッチメント 心の安全基地』歯葉出版株式会社。（原著：John Bowlby（1988）『A Secure Base Clinical applications of attachment theory』LONDON: TAVISTOCK/ROUTLEDGE）

J. ボウルビイ著 黒田実郎訳（1991）『母子関係の理論 新版 I 愛着行動』岩崎学術出版

また、乳幼児が養育者に対して形成する特別な関係も、発達の一側面としては大変望ましいことではあるが、施設入所にかかわると、その対象が日常的な生活の場からいなくなることで、また、まったく形成されていないものが日々の関わりの中で形成していくことをめぐって、多様な課題が潜んでいるといえよう。ポウルビィは、養育者と母親との関係を「安全の基地」と表現している。「養育行動という私の概念の中心となるのは両親による安全の基地の提供である(a secure base)」¹⁸と説明しており、乳幼児期の発達にとって「安全の基地」が果たす役割を説明している。

全国乳児福祉協議会からだされた「乳児院保育指針」においても「アタッチメントの形成」が保育内容の課題として明示されている。しかし、「アタッチメントの形成」は乳児院における援助の中では職員が個別に配慮すれば達成される課題ではない。「アタッチメントの形成」は、施設の援助者集団の中でどのように入院児と援助者の関係が築かれることがよいかという点で一致した見解がなければ、それぞれの入院児、援助者関係でばらばらな援助が行われることになり、子どもの混乱、また、援助における混乱も避けられない。筆者が以前パイロット的に「担当制」にかかわる調査を行った中では、やはり、他の職員がどのように担当の児童と関わりを持っているか、また、自分の担当児との関わりが他の職員からどのように評価されているか、ということが気になるという回答がみられた¹⁹。

このように、対入院児との関係は個別にかかわる援助者との二者関係で完結することではないことはあきらかであろう。

そうであるならば、入院児に対してよりよい援助を行っていく場合に、援助体制の中での援助のニーズに関わる基本的な理念の確認とそれを実行する体制の保証が必要であることも指摘できる。

Frost は著書の中で²⁰養育施設における管理の問題として、エンパワーメントの理念を用いることの実用性をのべている。

その中で、特に管理運営面で以下の点が重要であるといっている（訳は筆者によるものである）。

われわれは、この章からレジデンシャルケアにおける管理課題は複雑で、多様な表面をしていることがわかった。

われわれは、外部への方向性を持った視点と、施設内部への視点によるマネージャーの役割の位置づけを考察した。われわれは、エンパワーメントというわれわれのかぎとなる立場の考えとつなげて、管理技術を位置づける試みをした。エンパワーメントはスタッフチームと子どもたちへの両方である。われわれの基本的なアプローチは最近のすばらしい研究によって Sinclair と Gibbs が発見したものに含まれている。彼らのチルドレンホームにおいて職員の高いモラルを作り出すことをのぞむ社会的サービスのために確かな提案は（以下である）。

- ・地位や、仕事の安全性やそのスタッフの専門的な見込みの増強
- ・可能なアフターケアや家族とともにする仕事をふくめたスタッフの役割の進展
- ・頭脳のエンパワー
- ・共通のアプローチを分断するより増強させる訓練の進展
- ・通常の公的なスーパービジョンの奨励

ここで、注目されているのは管理運営面におけるスタッフへの配慮である。それは、すなわちそこで生活している子供たちの生活をどのように保障していくのかという具体的な視点によってなっている。

これらを概観してみると、施設職員自身の子供へのかかわり方が、どのような認識をされながらなされている事が論点になっていることがわかる。

社会福祉機関におけるスーパービジョンは、「現任職員の成長を主要な関心としている行為の中に見られる管理的な過程」として定義されてきた。スーパービジョンはスーパーバイザーが三つの機能—管理的機能・教育的機能・援助的機能—を持つ行為の中に見られる過程である。スーパーバイザーが中間的な位置を占めていることはこれらの三つの機能の各々とりわけ援助的機能の遂行に重要な意味を持つ

¹⁸杉田（潮谷）恵美（1994）「乳児院における単独担当制に対する職員の意識に関する研究その1」東洋大学児童相談所紀要。

²⁰前掲12

ている²¹とされている。

歴史的な展開を見るとアメリカで最大限に発展し、多くの国々で活用されていると言われているが、我が国では、管理的な機能として理解されていた。

本来は専門職業の本質の視点から、専門職業に適した知識の体系というべきものを学習し、各人が相互に知識そのものに対して何らかの形で貢献し寄与していくことが求められている。

スーパービジョンはスーパーバイザーとスーパーバイザーとが相互に働きかけ合うものであるといわれていることから、援助組織の中で必要が認識され、集団における援助の体制を施設の目的に添って機能させていくために、その体制が作られていくことが望まれると考えられる。

さらにスーパービジョンは教育的、支援的、そして管理的側面があるとされていることから、施設の中での力関係は、子どもと職員の間のみでなく、職員同士の関係によってどのように生活環境を見ていくかということがポイントになると考えられる。また望ましい、施設援助は直接的な援助に関しても施設運営管理機能が働き、継続的、安定した、一貫性のある関わりを保証されるように、また、より積極的な選択としての施設利用が考えられるような具体的な機能や、援助過程の要素の同定がされ、それらに対する評価が可能になるように考えられるべきではなかろうか。

このことは、アドミニストレーション（運営管理）という視点から見た職員配置とそこでの関わり、児童指導員、もしくはソーシャルワーカーとしての仕事の可能性について、職種の違いをどのように捉えるかという視点にも関わってくるといえる。

ソーシャルワークの視点を活かした場合、アタッチメント関係をどのように捉え、コーディネートできるか、ということに着眼し、児童ソーシャルワークに取り入れている理論がイギリスの文献にはみられる²²。

どのような子どもの周囲の人々との関わりも含めて日々の生活の継続性と安定性を保証していくかという視点が、必要であることがわかる。

また、昨今、エンパワーメントがソーシャルワーク理論の中で取りざたされ、議論されている内容についてそこで議論となっている運営管理に関する視点についても考察する必要がある。

3. 乳幼児養護における実証研究の必要

乳幼児養護においては、様々な職員や入院児同士の相互作用の中で生活が成り立っている。また、そればかりではなく、子どもの家族や、それに変わって退院以後の生活の場での生活施設に継続性と安定性、適切な応答性が必要である。

乳児院に入院する子どもたちは、どのようなことであるにしても家族のなかで起こっている危機的な状況とともに存在する。

「危機」は、それまでの平衡が揺さぶられる事態である。子どもの乳児院入院の理由のほとんどが、家族にかかわることである。

乳児院へ子どもが入所することから、関わる職員が決まる。そして、退院するまで乳児はその施設で暮らすこととなる。

職員と子どもとの特別な愛着関係を築くということは、家族との関係も視野に入れるとどのような過程になるのかということが確認される必要がある。

子どもが特定の職員を特別視する過程の評価とそれに伴っておくる問題について議論がつくされているとはいいがたい。ここにもまた、問題が潜む。特別な関係は必ずしも子どもにとっていい状況をつくることばかりとはいえないことがある。

昨今の、社会的な問題となっている児童虐待の理由の多くに挙げられているのが「なつかない」、「いうことをきかない」などとして、表現されるものと

²¹Charlot Towel, (Dec.1963) 'The place of help in Supervision', Social Service Review X X X VII 403-415 (松本武子・木村嘉男訳 D.E. ペティース著 (1976)『社会福祉のスーパービジョン』誠信書房 p.4)

²²Howe David (1995)『Attachment theory in child and family social work』, (1996)『attachment and Loss in Child and Family Social Work』, David Howe. Avebury (1996)

して少なくない。家族が、乳幼児のことを受け入れ、養育を行っていくには、その子どもが生まれてからずっと続いてきた関係形成の過程がある。

そこで何が起きているのか、援助過程を通して把握する方法論は現状ではあきらかにされているものはない。殊に子どもと周囲の人々との関係形成に関わる問題は家族システムの問題の表れと無関係でない。

社会福祉改革において、社会福祉施設の援助を評価することの必要が言われている。昨年は厚生省の通知で、「第三者評価」を各種社会福祉施設で行われることが促されている。しかし、その流れを受けて、全国乳児福祉協議会が出版した乳児院の自己評価基準²³をみても、援助のプロセスについて評価できる項目は十分にない。

とくに、ソーシャルワーク的視点が必要な、個別の家族に対するニーズや関わりに対してその過程を踏まえた評価内容が乏しい。

それは、しかし、点数評価をしていく手法にあわない評価内容であるからであろう。乳児院援助においてはそれらの評価項目としても挙げられない、具体的で、個別の、そして援助の過程をふくむ援助内容や家族への働きかけが実に多く行われているが、それらが評価の対象になるには、そこでおこっている現象を、実証的に明らかにされたあとでなければ多くの意義を有さない。

筆者は前述の論文(1999)のなかで、社会的相互作用としての援助過程を検討することは社会学の分野におけるフィールドワークなどを用いた質的研究において明らかにされているものが参考になることを示唆している。その中から行為の相互作用過程を研究の対象とできると考えられる。また、援助過程における実証研究にはグラウンデッドセオリアプローチの有効性がみとめられる²⁴。

子どもにとっての養育への配慮は具体的なケアの中での心地いいこと、不快なことがどのように提供されているかということと関わっている。

職員と入院児との関係は相互作用の中で何が起きているか、ということについては、子供の行動観察、特に入院児と家庭生活児の比較などが行われ、発達の特徴を示すということがこれまでなされてきた。さらに、子どもがこれまで受けてきた養育との継続性という点についてはどのような配慮がされているか、家族との関係を含めた社会的相互作用という視点から乳児院における養護を実証する必要性とそのための手法を考える必要が指摘できよう。

加えて「質的」データとして乳児院援助の職員と子どもの関係を考える論点を整理する必要がある、相互作用のどの点を留意するかということが問われてくることになる。

ここで、また、乳幼児養護におけるアタッチメント形成についての考察を要することになるであろう。

乳幼児の子どもの発達段階は、ある特定の人物との絆の形成、つまりアタッチメントの形成をふくめて、その子どもの生涯の発達と社会的相互作用に着眼することを可能とし、その中から援助課題を析出し、それに対応する援助体制の形成が求められる。

終わりに

本論では、乳児院援助の現況と今後の課題として、子どもの継続的な生活を保障し、また、社会的な相互作用を実証的に捉えた中で、援助理論と体制を作っていく必要について指摘した。乳幼児の養護が、果たして積極的な選択が乳児院のみでありつづけるのか、という点にはまだまだ議論の余地がある。しかし、実際に社会福祉施設として乳児院が一定の役割を担い、機能していることも事実である。今、実際に社会的養護を必要とし、施設での援助を受けている子どもたちにとって、この通過施設としての乳児院での生活がよりよきものになることを望むべく、そして、それら施設の利用によってさらに子どもの生活の安定と継続が保証できるように、実証的な研究の必要が明確になった。次の課題としては、乳児

²³全国社会福祉協議会児童福祉施設におけるサービス評価のあり方検討委員会(2000)『乳児院サービス自主評価基準』

²⁴Padgett; Qualitative Methods in Social Work Research Challenge and Rewards, 1998. SAGE

院援助の中で起こっている社会的相互作用について
実証的に明らかにしていきたい。